

高山市告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

高山市長 田 中 明

記

- 1 指定納付受託者の名称及び住所  
株式会社十六カード  
岐阜県岐阜市神田町7丁目12番地
- 2 指定をした日  
令和8年4月1日
- 3 指定納付受託者に納付させる歳入  
位山交流広場の使用料
- 4 指定納付受託者に歳入を納付させる期間  
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで